

竹田市告示第111号

竹田市空き家Re:Born（再生）補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年10月1日

竹田市長 土居昌弘

竹田市空き家Re:Born（再生）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 市長は、本市における空き家を有効活用し、地域コミュニティにおける賑わいの創出を図るため、本市に定住する目的で空き家の再生を行うのに要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、竹田市補助金等交付規則（平成17年竹田市規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、竹田市空き家再生バンク事業実施要綱（令和6年竹田市告示第110号）において使用する用語の例による。

（補助対象者）

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、この補助金の交付を申請した日において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- （1） 市内の空き家を取得した者で、1年以内に再生事業を行うもの
- （2） この補助金の交付を受けてから5年以上再生事業を継続しようとする者
- （3） 竹田市空き家再生バンク事業実施要綱第2条第6号に規定する再生事業者

2 前項の規定にかかわらず、再生事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者としない。

- （1） 市税の滞納をしている場合
- （2） 竹田市暴力団排除条例（平成23年竹田市条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する場合

（補助対象事業）

第4条 この補助金の交付の対象となる事業は、定住を目的に取得した空き家の改修を行う事業であって、この補助金の交付決定を受けた日の属する年度と同一の年度内に完了する事業とする。

(補助対象経費)

第5条 この補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業の実施に要する経費とする。

(補助率等)

第6条 この補助金の補助率は2分の1以内とし、1件当たりの補助金は、100万円を限度とする。ただし、転売をする場合の補助率は、4分の1以内とし、1件当たりの補助金は50万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 この補助金の交付は、同一空き家につき1回限りとし、補助対象者1者につき各年度1回までとする。ただし、事業の中止・廃止をした場合は、次年度以降交付しないものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 規則第3条第1項の規定による申請は、竹田市空き家Re:Born(再生)補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 売買契約書の写し又は賃貸借契約書の写し
- (3) 改修工事に係る見積書の写し
- (4) 改修工事の対象となる空き家の平面図及び事業実施前の写真
- (5) 家屋の登記簿謄本
- (6) 所有者等の改修工事承諾書(所有者等と賃貸借契約をした場合に限る。)
- (7) 市税の滞納がないことを証する書類
- (8) 暴力団等でない旨の誓約書
- (9) その他市長が必要と認める書類

(補助条件)

第8条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難とな

った場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

- (3) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (4) この補助金の交付の決定を受けた日から5年以内に補助事業により改修工事を行った空き家を目的外利用し、取り壊し、又は当該空き家の賃貸借契約を解除しないこと。
- (5) 補助事業による改修工事は、竹田市内に本店又は営業所等を有する業者で施工すること。
- (6) 再生した空き家に居住する者は、この補助金の交付決定を受けた日の属する年度と同一の年度内に本市の住民基本台帳に記録されることとし、5年以上居住すること。また、当該空き家に居住する者が転居した場合は、1年以内に居住者を確保すること。ただし、当該空き家を転売する場合はこの限りでない。
- (7) 再生した空き家に居住する者は、居住地域の自治会に加入すること。

(補助金の交付決定の通知)

第9条 市長は、第7条の規定による申請があったときは、当該申請者が申請に必要な条件を整えていると認めるものについて、委員会（竹田市移住定住事業推進補助金の交付にかかる審査委員会設置要綱（平成26年竹田市告示第95号）に規定する委員会をいう。）の意見を聴いて、補助金の交付の適否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定した場合には、竹田市空き家Re：Born（再生）補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第10条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受領した日から起算して15日を経過した日までとする。

(補助金の交付方法)

第11条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、市長が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

(補助金の交付請求)

第12条 補助金の交付決定の通知を受けた者が、補助金の交付を請求しようとする

るときは、竹田市空き家Re:Born（再生）補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第13条 規則第15条の規定による実績報告は、竹田市空き家Re:Born（再生）事業実績報告書（様式第5号）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに市長に提出しなければならない。

- （1） 改修工事の請負契約に係る請求書又は領収書の写し
- （2） 完成写真（改修箇所の分かるもの）
- （3） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定通知）

第14条 規則第16条の規定による通知は、竹田市空き家Re:Born（再生）補助金の額の確定通知（様式第6号）により行うものとする。

（補助金の取消し等）

第15条 市長は、この補助金の交付決定を受けた者が、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、市長が特別の事由があると認めるときはこの限りでない。

- （1） 全額の返還

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

イ 交付の決定を受けた日から3年未満に本事業を活用した空き家を目的外利用し、取り壊し、若しくは当該空き家の賃貸借契約を解除し、又は当該空き家に居住する者が転居した場合は、1年以内に居住者を確保できないとき。

- （2） 半額の返還

ア 交付の決定を受けた日から3年以上5年以内に本事業を活用した空き家を目的外利用し、取り壊し、若しくは当該空き家の賃貸借契約を解除し、又は当該空き家に居住する者が転居した場合は、1年以内に居住者を確保できないとき。

（重複交付の禁止）

第16条 竹田市地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱（平成28年2月5日告示第9号）及び外国人労働者等就業環境等促進補助金交付要綱（令和6年竹田

市告示第38号)に基づく補助金の交付を受けた場合は、この補助金は、交付しないものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行し、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に第7条の規定により申請を行い、第9条の規定により補助対象者となったものについては、なお従前の例による。